

令和5年3月10日
(金曜日)

令和5年 第2回幌延町議会（定例会）
会議録 第2日目

議 事 日 程

- 開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 一般質問
(令和5年度幌延町各会計予算審査特別委員会)
 - 3 発議第1号 幌延町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
 - 4 発議第2号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
 - 5 発議第3号 閉会中の継続調査について
 - 6 報告第2号 令和5年度幌延町各会計予算審査結果報告について
(追加日程)
- (閉 会 宣 告)

本日の会議の順序

- 開 議 宣 告
- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
" 2 一 般 質 問
休 憩 宣 告
開 議 宣 告
- 日 程 第 2 一 般 質 問
" 休 憩 宣 告
(令和5年度各会計予算審査特別委員会)
- 開 議 宣 告
- 日 程 第 3 発 議 第 1 号
" 4 発 議 第 2 号
" 5 発 議 第 3 号
" 6 報 告 第 2 号
(追加日程)
- 閉 会 宣 告

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦 隆
	5 番	無量谷 隆 之
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町	長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員		成 田 義 弘
副 町 長		岩 川 実 樹
教 育 長		青 木 順 一

総 務 財 政 課 長	早 坂 敦
住 民 生 活 課 長	古 草 勝
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

総務グループ主幹	伊 藤 崇
財政グループ主幹	渡 邊 智 民
農林グループ主幹	新 野 貞 治
建設管理課技術長	植 村 光 弘

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
------------------	-----------

総務グループ総務係長	森 本 讓
------------	-------

選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)
-------------	---------

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
主 任	横 山 薫

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則125条の規定に基づき、議長において、5番無量谷隆君、7番西澤裕之君を指名します。

日程第2 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

4 番 植 村 敦 君

一般質問を行います。

「持続可能なまちづくりを進める」について、近年、少子高齢化や町外転出などで、町の人口減少が顕著になっております。

ここ数年は、民間事業者や公共事業者などが人員募集をしてもなかなか募集者が無く、その対応に大変苦勞されているのが現状だと認識しています。

そのような現状を踏まえた上で、以前より気にかかっていた事案について、町長に伺います。

まずは役場行政機構についてですが、現在のグループ制に移行したのは、平成18年頃のまだ公務員が採用募集に不自由しない時代でした。また、比較的職員数にも恵まれ、職場内の意思疎通もある程度良かったのではないかと考えております。

この際、町民の多様なニーズに対応し、最も効率的な行政運営を進める上でも新たな行政機構を構築すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

次に「職員住宅整備計画」について伺います。

町内では慢性的な住宅不足に対応するため、各住宅建設等奨励事業や空き家、空き地バンクなどの支援策を行っていますが、今現在、公営住宅の新規建設計画もないと認識しております。

職員住宅に関しては、現在一部の住宅は建築後50年以上の住宅を改修しながら供与されていると認識しています。

職員の福利厚生と優秀な人材確保の両面からも、新たな住宅整備が必要だと思いますが、町長はどのように考えているのか伺います。

以上、2点を伺い、議員としての今期の締め的一般質問といたします。

町 長 野々村 仁 君

植村議員の御質問にお答えします。

「持続可能なまちづくりを進める」についての1点目、役場行政機構に関する御質問です

が、御指摘のとおり平成18年度以前では各係における担当分業制により行政運営を行ってまいりましたが、まさに議員の御質問にもある、町民のニーズに対応し効率的な行政運営を進めるべく、平成18年度に現在のグループ制度を導入し、各グループが所管する業務をグループ員の誰もが対応できるような組織体制の構築を図ってきたところです。また、それ以降も時代の潮流に合わせて課の編成や事務分掌の見直しなどを行い、町民の皆様への行政サービスが低下しないように努めてきたところです。

しかしながら、近年の職員の入替えや新規採用職員の減少、グループ内における多様性への対応スキルの確保など、様々な要因から現在のグループ制が十分機能しなくなってきたことも事実であると認識しています。また、各課における事務量に差が出ていることなども踏まえて、今後は前向きに組織体制の見直しを検討していきたいと考えています。

2点目の「町職員住宅整備計画」に関する御質問ですが、町職員住宅につきましては、確かに築年数が相当経過している住宅が多いことは事実であり、今後新築を含めた住宅整備が必要であるという認識ですが、町職員住宅は財源の確保が難しいことから、起債事業の対象となる医療職員の住宅等の整備を行うことによる空き住宅の転用なども考慮しながら、住宅の確保を行っていかねばと考えています。

一方で、新規採用職員の確保や福利厚生といった面でも、当然のことながら新しい住宅の必要性は認識しておりますので、より合理的な方法で今後も検討していきたいと考えています。

4 番 植 村 敦 君

ただいまの町長の答弁に対して再質問させていただきます。

ずっと長いこと私も議員をやらせてもらって、初めて議会に来たのが平成15年、町長も一緒でしたけど、その頃からずっと今現在まで経過して、職員の体制というか業務を見てまいりました。

当時は結構職員が町に出て、賑やかに町を盛り上げて、そういう光景が多々見られたと私は感じております。

現在はそうではないということではないのですが、それだけあの当時まだ職員にはそういった元気があったなというふうに思っております。

なぜこういう質問するかというと、ごく最近のことですけれども、国が力を入れて進めているマイナンバーカード作成業務という事業がありました。

報道によりますと国民の対象者の75%は、何とかこのカードを作成してくれたという報道もあります。その中で、うちの町はどうなのかなというふうに考えていますと、これ、間違っていたら訂正してください。なかなか75には程遠い64%程度かなと感じております。しかも、カード取得を担当する課とポイントを付与する課が分かれていて、2つの課の対応がなければできなかったということでございます。

その要因というのは、私なりに考えてやはり職員の人手不足という、担当者がやはり1人ではなかなか全部のことをスムーズにできないということもあって、二つの課をまたいで町民にポイントを付与したという経緯だったのかなと思っております。

残念な数字で、64というのはおそく、管内でも低い方なのかなというふうに思っており

ます。それらの要因というのも何があったのかなと考えていますけども、町長、この件に関してどういうふうに感じているのかお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

お答えをいたします。

それぞれいろんな業務の中で、今御指摘のあった人手不足でないのかという御指摘も多々あるかと思っています。ただ、参考までにお話をさせていただければと思っておりますけれども、平成18年に機構改革やってグループ制にしたときは、4課にしてグループ構成をしていたというところなんです。それから、平成28年の4月まで4課でずっとやってきている。それで、私も就任をさせていただいて5課に増やし、令和元年には6課に増やし、その中でもそれぞれの部署的にいろんな形を分けております。

それぞれの所管のする形で細々とは言いませんが、それぞれの部分で、それぞれの分類をしているというその時代、やはり私自身も感じ取ってそういう形を執らせていただいた。

グループ制全体で、誰もがという最初にお答えをした部分としては、なかなか新人職員の層が厚くなってきた中ではそういうことが困難になったということで、係長制もまた戻しながら進めてきたという現実でもあります。

ただ、そうであっても、いまだそういう形としてはニーズとして、それぞれいろんな形を組合せながら今御指摘があったように、それは1課で全部やるべきでなかったのかと御指摘されれば、そのような形ができればまたそれは良かったんでしょうけど、なかなかこのポイントも、マイナンバーカードだけの受け口だけということ、ほかに、それぞれお金が入ってくる促進ポイント、その部分の経理の部分というのがうちの課としては、そこ自体で分かれていたということでもありましたから、そこは深く反省をしなければならないというところはありますけれども、とりあえずその部分としては今後もいろんな形でどう解消できるかということはしていきたいと思っておりますけども、それぞれにそういう負担が、どうしても手が足りないということのないような形で取り進めてきたところでもあります。

ただ御指摘のとおり、そういうところがまだ多々見受けられるということは私も感じておりますので、今後に向けてどのような改革が1番望ましいのかということ自体は今後も考えていきたいと考えおります。

先ほどのマイナポイントの達成率といたしましては、ほぼ、議員が御指摘のとおり、多少なり違ってもこのパーセントは合っているというところでもあります。

大変残念なことでありますが本当に進まなかった、担当部署としてもそれぞれいろんな形で、促進をしていただいたというところではありますけども、そこまで行かなかったということは大変残念ではあります。もの凄く手落ちがあつてなかなか進めなかったのか、広報活動がなかなかうまくいなくて進まなかったのかというのは、まだまだ今後も少しずつ増やしてでもいければいいかなという期待はしておりますので、今後に向けてどのような改善をするか考えていきたいと思えます。

4 番 植 村 敦 君

当然、当時とは業務の内容もかなり変わってきているというか、全てがパソコン操作で、ソフトがなければ仕事はできないという状態になっています。

現状では担当者が使うソフトが、ほかの職員がなかなかそれを操作できないという現状でないかなというふうに思っております。そういうことから、ちょっとした間違いも起きてきているのではないかなというふうな感じもしておりますけども、町長なんせ公約、施行の方針の中にもありましたように、町民のサービス効率がやはり1番大事でございます。ワンストップ行政ということも、うたわれておりますので、ぜひともこの機構改革をして職員の働きやすい環境整備に努めていただきたいなというふうに思っております。

次の住宅整備ですけども、これも私もあれなんですけども、今大体職員14、5名は古い、築50年以上の住宅に改修された所に住まいされているというふうに私は記憶しておりますけども、できれば、財源の問題もありますけども、順次、一気にやるというのはこれ大変だと思いますので、少しずつ住宅改修をしながら環境を整えて行っていただきたいなというふうに思っております。

そこら辺の少しずつ住宅整備をして行くということに関して、町としてどういうふうに思われて、一気にやるという考えなのかそこら辺を聞きたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

職員住宅についてお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけども、それぞれ、今後に向けて住宅の整地、合理的にどのような形でやれるかということも鑑みながら検討して行きたいということも答弁させていただきましたけれども、古い、確かに築50年近くのある、そういう職員の中では入っておられる方々もおられる。大変な年数でたっていると言いながら、古いながらも、少しずつ環境のいいような状態でリフォームも少しずつ中では進めさせていただきながら、その年数だけが古いということではなく、使いやすいような状況に入る方々からお聞きをしながらでも改築をしているというところでもありますけども、もう築何十年というのは拭い去れないわけでありますから、今後に向けてそういうことがどのような形でできるかということも含めて、今後考えていかなければならない。

民賃住宅の補助制度を作ったのも、本来、行政がそういうことよりも民賃で入っていただけるような、そういう形が執れないかということで民賃補助制度を作ったわけですけども、なかなかこの制度も今の物価高と、それから地盤の悪い幌延町の建築価格には、なかなか手を挙げていただけたところがなかったと言うところで沈んだままであります。

また、以前、同僚の議員の方からも御指摘があった、住宅自体をやはり作らせるべきだというそういうお話もあって、それで補助事業も少し手厚くしながらでも進めてきたところもあります。今、昔と違って出身地がここではなく、全てが道内あちこちから来ている方々、お父さんお母さん方がそれぞれ違う場所にいるということで、なかなかその新築も進まないということからも含めて、今後少しずつ整備をやはりして行くということで、早急に、先ほども答弁の中で言わせていただいたのですが、当面すぐできること自体は、先ほども医療従事者用の住宅はきちんと起債を使えるということもあって、そこを先にやってそこをまた完全リフォームしながら、急速にこのすぐ今年、来年とやれること自体はそれからまずは始めていきながら新しい、新築に向けてでも構想を考えていきたいと考えています。

4 番 植 村 敦 君

ありがとうございます。何でこういう一般質問を私したかといいますと、残念ながらこの小さい自治体というのは、本当に職員のやる気だとか元気だとかというのが直接住民生活に影響を及ぼす、本当に職員一人一人の気持ちが住民生活に影響を及ぼすというのが現状でないかなと思っております。そういうことも鑑みて、これから採用される職員に関しても、本当に最近では短年度で職を変更するという方も増えているようですけれども、しっかりとこの町に根を据えた行政マンに成長していただきたいと心から願って、今日の質問になりました。今後ともどうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて4番、植村敦君の質問を終わります。

次の質問を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

質問通告2番、齋賀弘孝。「幌延町文化スポーツ大会等参加補助金交付要綱」について。令和5年、教育行政執行方針が示されました。

1、学ぶ権利の保障、2、生涯教育の推進、3、生涯スポーツの振興、4、芸術文化の振興の四つの大きな柱となっています。

3の生涯スポーツの振興では、体育協会スポーツ少年団全国大会等出場の支援を行いますとあるが、4の芸術文化の振興では、推進、促進はあるが、全国大会等出場への支援という文言がありません。これでは、令和3年2月18日から3月9日までに実施された第6次幌延町総合計画前期計画に対するパブリックコメントにおいての検討結果が何も生かされてないと思われませんが教育長はどう考えますか。

また、2つ目にこのような年度初めの執行方針で改めて紹介することにより、町民との情報共有になるのではないかと思うからであります。

そこで以下のことについて伺います。

①令和4年7月13日、第3回まちづくり常任委員会で幌延町バレーボール少年団の全国大会出場のため、先の交付金要綱見直し手厚い支援をしたいということでありました。この件で新しい交付金要綱は完成したということになりましたか。

②11月にはピアノコンクール全国大会があり町内から出場しました。しかしこれは新聞報道で教育委員会が知ることとなりました。

12月定例会でスピード感のある対応を求めましたが、その大会の趣旨、大会の在り方をきちんと調査して委員会で協議し整理するという話でした。どのように結論付けされたかお伺いします。

③ピアノコンクールの件で1月の臨時会でもお尋ねしました。ほかの案件も出てきたので3月で補正して、現行予算の中で対応できるものとお話しているとお話でした。そして、ほかの案件はどのように対応されたかお知らせください。このピアノコンクール全国大会出場にはどのように交付されたか伺います。

④教育委員会が交付する社会教育グループ6団体の補助金がありますが、この団体もそ

の補助金で飲食代という科目は認められないのか伺います

教育長 青木 順一 君

斎賀議員の質問にお答えいたします。

まず、冒頭の教育行政執行方針の件ですけれども、議員も御承知のとおり教育委員会の全ての事務事業を執行方針にうたうのは非常に難しく、今回文科の方では全国補助の文言が入っておりません。しかしながらこの補助金については、文化、スポーツ活動をしている子供たちにとって大変励みになる制度として捉えているところでございます。

教育委員会として全道、全国大会へ児童生徒が出場することに関して、公正公平の下、この後説明します新しい交付金要綱にのっとり、引き続き学校への素早く積極的な教育委員会への情報提供をすることを指導すること。児童が出場する場合の早めの情報提供を学校に求めること。月1回開催の校長会議、教頭会議でありますけれども、報道等からの情報収集に努めるほか、少年団や子供会、スポーツ推進員などの関係機関との連携、地域住民からの情報提供、広報や告知端末などでの積極的な本制度の周知などをしっかり行い、誰1人取り残すことのないよう支援に努めてまいりたいと考えております。

それでは、1点目、新しい交付金要綱についてですが、令和4年7月15日開催の第7回教育委員会会議において改正案が審議され、改正の承認を受けております。なお、改正の大きな点は、補助の対象の大会補助金の対象経費の明確化をしているところです。

2点目のピアノコンクール全国大会出場の件についてでございますけれども、まず、対象児童とその保護者との面談やコンクールの名称や内容等の聞き取りを行うとともに、出場するコンクールが全国レベルの大会かどうかを調査審議し、関係部局と協議し、要綱上該当すると判断いたしました。

3点目のほかの案件への対応についてですが、1月臨時議会後に、スポーツの方で1件申入れがあった案件については、ほかの案件と同じく慎重に調査及び審議した結果、地区の予選大会がないこと、主催者側からの働きかけでの自由参加であったことなどから本要綱に該当しないものと判断しました。それを受けて先般2月28日のまちづくり常任委員会のときにお時間をいただきまして、補助事業は現行予算の中で収まり補正予算に計上しない旨を御報告させていただいたところです。

なお、ピアノコンクールの全国出場に係る交付状況についてですが、既に交付決定済みであり、支出の今手続き中でございます。

4点目の社会グループ6団体での補助金の活用についてでございます。幌延町文化スポーツ大会等参加補助金交付要綱の趣旨とは異なりますので、活用はできませんが、現状、会議等での飲物や行事の参加者への飲み物などは補助対象経費となっていると認識しております。以上でございます。

3 番 斎賀 弘孝 君

答弁いただきましてありがとうございます。

中に何点かちょっと、もう少し詳しく知りたい案件がありますのでよろしくお願ひします。

まずこの全国補助の文言が入っていないということなのですが、このパブリックコメン

トで幌延町の総合計画の冊子の中にも、それが付け加えられた言葉と私は思っておるんですけども、町長、教育長さんのパブリックコメント、どういうものか、どういう回答をしているのか、それは確認していただけましたか。

教育長 青木 順一 君

すいません。パブリックコメント、令和3年3月12日付けということでこちらの方、確認させていただいております。

3 番 斎賀 弘孝 君

確認していただいたのであれば執行方針の中で、大きく一行を使ってスポーツ全国大会の支援という言葉入っているの、文化の方にも全国大会等出場には支援しますよという言葉がたった一行ですから入れて欲しかったなというふうに思ったので、この質問をさせていただきます。

教育長さんの言われるとおりに、文言が入ってなくても支援するということには変わりはないと言いますが、町民の皆さんが教育執行方針を読んだ、見たときに、また、学校の先生方、又は子供たちを指導する方々が見た時にね、文化系でもこういうふうに入っているからみんな頑張りましょうやとなるのではないかと思いますので、改めて質問したところです。

それで、1点目の回答いただいたのですが、7月15日の第7回の教育委員会の会議で、改正案が審議して承認を受けたということですが、以前からのまちづくり常任委員会の方に、この補助金要綱もできているのであれば提出してほしいということだったのですが、なかなか提出されませんでした、今現在。それは何故かということ、12月の定例会で、きちんと要綱を整理して文化系の全国補助をどうしたらいいかということ報告したいということだったので、私はまだできてないと思ったんですよ。この12月の定例会でも、文化系の方についてはきちんと要綱を整理してからということをおっしゃっておりますので、まだできていない、それから、15日の前のまちづくり常任委員会においても、まだ明確な回答をもらっていないところもあったのですが、その回答をもらってなくても教育委員会会議を開催して承認を受けたということよろしいのですか。

教育長 青木 順一 君

補助金の制度の要綱についてでございますけども、まず要綱の方、大きな要綱ですけども、そちらの方を大きく先ほど申しましたとおり、大会の基準、補助金など、それを明確化させていただきました。

その後ですけども、スポーツと文化についての内規を作成させていただいております。こちらの方はちょっと内部文書というか個人的にはお見せできませんけれども、スポーツの方では、どのような大会でどういう基準をクリアしたら補助金を出すのか。

文化についても、こちらの方はなかなか難しいところがございます、いろんな大会がございますし、いろんな種類というか種目がありますので、それぞれについて検討するよということ、その内容が書かれたものがございます。ケースバイケースでそれぞれの協議でこれは補助金の対象になるのかなど。こちらの方は、先ほど関係機関、関係部署と協議の下、決定するという答弁をさせていただきましたけども、スポーツよりも若干、文化の方が

時間が掛かってしまう、開催要項を取り入れたりとか、保護者等から、あとは指導者の方からいろいろ内容について聞いたりして判断しますので、若干時間掛かりますけれども、そういう内規とかも作っている最中でしたので、ちょっと時間差というか、出てしまいました。

今後ですけれども、要綱の方はホームページの方にアップして行きたいなと思いますし、要綱についてこういう制度がありますよということで、町内に告知端末等を使いながらスポーツだけではなくて文化についても補助をしていきますということで、それは町民に周知していきたいなと考えております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

7月13日のまちづくり常任委員会では、改定された補助金要綱で、初めて町内のスポーツ少年団が全国大会行くことになったので、改定されたスポーツ部門ではこういうふうな感じで補助金出せたらいいねという内容の委員会でした。

文化系についてもそのとき例題として、ピアノがもし全国大会行くようなことがあれば補助金出したいけども、今教育長さんのお話しされたように、中身とかも精査しないといけないからまた協議したいというようなお話でした。ですから、せっかく11月にピアノが、文化で改定された補助金要綱で行くのですからそのときも、文化系がたまたま今回全国まで行くことになったので、改定された要綱で、こんな感じで補助金出したらどうだろうね、ということまちづくり常任委員会に私は掛かるものかなと思ったんですよ、だけど掛からないで教育委員会で要綱できましたよということだったので、せっかく今年、要綱を変えるんだから、せっかくスポーツも補助金出す、文化も出すということであって、どちらも全国大会のレベルだったので、この文化の方もまちづくり常任委員会に掛けてこういうふうにしたいねという相談があればよかったかと思います。この辺どう思いますか。

教育長 青 木 順 一 君

周知についてですけれども、あの今議員御指摘のとおり若干、ちょっと作業に手間が掛かっていたということと、あとまちづくり常任委員会の時にも、もう少し詳しく説明できればよかったかなということで今反省をしているところです。

また、機会がありましたら内容について、何かまた新しいこととかもあるかなと思いますので、そちらについては常任委員会あるいは議会、教育行政報告で明らかにしたいなと考えております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

2点目のピアノコンクールの全国大会出場の件なのですが、この、本町内の児童がピアノコンクールで全国大会行くよというのは、新聞報道で聞いて分かったということが委員会の方から報告されています。

新聞報道で分かった内容ではまだ十分に児童や保護者に面談したりしないといけなかったのかどうかをお伺いしたいと思います。

もう行って帰ってきた大会の補助金をどうするかという話でしたので、普通に例えばスポーツ少年団が全国に行ったら、補助金をどういうふうに使ったかということで、報告書を出すことになっていますよね。大会の選手の名前の載ったプログラムとか、その大会がどうであったとかそういうものがあると思うので、今回もう全国大会終わった後のピアノコン

クールなので、主催者とかどういう内容なのかというのはそのプログラムを見れば十分ではなかったかなと思うのですが、また委員会もスピーディーな対応をするということだったのに、こういうふうになってしまえば全然スピード感がなくなると思うのですが、その辺はどう思いますか。

教育長 青木 順一 君

支出についてですけども今議員御指摘のとおりまさにそのとおりかなと。

11月16日だったと思うのですが、そのときに道新の道北版、こちらで記事を発見というか見させていただきました。その翌日には保護者を訪問しまして大会の出場の経緯、これはこの辺までは聞き取りはできませんでした。

そのあと、11月25日には大会前々日ですけども、本人それと保護者の方が出発して前日準備というか練習をしておりました。その後ですけども実際に帰ってきましてから、1月下旬ですけども、大会へ出場時にかかった経費について書類の提出を依頼しまして、2月17日申請、20日補助金額の確定、それを通知したところでございます。

24日支出手続を進めましてそのあと支出ということで、若干、ちょっと時間が掛かってしまいましたけども、このような形で今、委員御指摘のとおり次回また文化活動等もございまして、全国、全道その際には更にスピードアップしながらそれと情報収集早めになら進めていきたいなと考えております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

そのときにまた補助を現行予算の中でということだったのですが、バレーボールの補助は体育振興費、今回のピアノのコンクールは、こういった科目の中から支出されたのですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

議員の質問にお答えいたします。こちらにつきましては文化の方の補助金の予算が若干残っておりましたので、そちらの方で予算の範囲内で支出することができたということでございます。よろしく願いいたします。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

ごめんなさい。科目がちょっと分からないのですが、文化振興費というのがあるのですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

お答えいたします。すいません。青少年教育費の補助金の方で支出してございます。よろしく願いいたします。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

文化の方は青少年教育費だということが確認されました。今回の場合はスポーツと違って、何名分、青少年教育費から支出されたのですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

ピアノの全道、全国の分、それが青少年教育費の方で支出させていただいております。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

何名分。

教育次長 伊藤 一 男 君

こちらの方は、御本人、選手というか御本人と、ピアノの演者御本人と、それと1名付いていかなければいけないということになっていましたので、そちらの方、指導者の方が本来行ってピアノのセッティングとかするところだったのですが、今回指導者の方は会場に入れないということで、保護者の方1名分という、引率の保護者で1名分と演者の方1名分、2名分となっております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

2名分ということで安心しました。

これはスポーツのときにもまちづくり常任委員会で、もし文化系で行ったら、小学生の子供行ったらね、1人で会場行って帰って来いというのは無理だから、やはり文化系の人がいたら引率の分何とか見てあげたらいいな、というまちづくり委員会の意見がそこで使われたということなので、ありがとうございます。

それで、2人分で総額はいくらになったのですか。

バレーボールスポーツ少年団の場合だと、科目は交通費、宿泊費、食事代、大会参加費、被服費、用具費と見たのですが、こういう文化の場合は科目がほかに増えるのですか、それとも、この科目の中で。具体的な数字を示してお知らせください。

教育次長 伊藤 一 男 君

お答えいたします。こちらの方、全道大会の方で2万円、それから、全国大会に出場されたことになりましたのでその分の経費で15万4,501円ということで、掛かった経費の対象外経費ということで補助してございます。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

交通費、宿泊費、食事代、被服費、用具費、大会参加費その他合計して15万ちょっとになるということですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

すみません、金額の訂正させてください。

全国大会の方が16万2,177円ということでございまして、こちらにつきましては宿泊費、それから交通費、宿泊費、それから参加料等につきまして支出させていただいてございます。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

食事代、被服代は今回は文化系には出ないのですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

お答えいたします。今回につきましては被服費については支出がございませんでしたので、補助金の中には含まれてございません。食事代につきましては旅費ということですので、その食事代については既定の食事代を支出してございます。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

交通費の中に食事代が上限1千円が入っているということでもいいんですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

交通費というか食事代については上限1千円ということで決まっていますので、そのの

部分で支出してございます。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

支出には食事代もあります、宿泊費もあります、交通費もあります、大会参加費もあります。

教育次長 伊 藤 一 男 君

今、議員のおっしゃったとおり、交通費それから宿泊費、昼食代、それと大会参加費、その他、会場使用料、練習の会場使用料掛かっておりますので、その分などが今回の補助対象経費となっております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

文化では被服費が見られないということが委員会で決まったのかどうかお尋ねしたいのですが、スポーツではジャージー着て、ユニフォーム着て試合しますよ。ピアノの場合は、見てのとおりジャージーとかそういうのではなくて、ドレス着て、きれいなドレス着て演奏しているのが新聞報道でもなされていました。

レンタルしたのか、それとも本人持っているドレスなのか分かりませんが、やはり被服費として、演奏の審査を、コンクールに出ているわけですから、被服費で、ドレス、レンタルしたならレンタル代でもいいし、返す時には洗濯して返さんといけないんだからクリーニング代でも、両方でもいいですから、何らかの形でやはり被服費もピアノが行ってもちゃんとやりたいということ、教育次長、まちづくり常任委員会7月13日にもお話しているわけですから、被服費でドレス代というか衣装代は見てあげるべきではないですか。

教育長 青 木 順 一 君

今被服費についてでございますけれども、対象経費の中に交通費、先ほどから言っています交通費、宿泊費、昼食代、大会参加費、その他、その他の中に、ただし特に教育長が認める経費は対象とすると書いておりますので、私の方で判断して出したいなと考えおります。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

これからまた、そういう教育長が認めるようなのはちょっと考えて、またこれから新たに出新したいということでよろしいですか。

教育長 青 木 順 一 君

そのとおりでございますけれども、ただし先ほどから言いましたとおりケースでございますので、スポーツの場合はユニフォーム、また、ピアノ大会のときにはドレスと。このドレスもレンタルでしたら賄えるかなと思うのですが、これ一から作成するとなると、また金額も掛かるかなと。その辺は保護者の方あるいは指導者の方と協議しながら、このぐらいまで出せるなということで、その都度ケースごとに考えていきたいなと思っております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

子育て支援の一環として手厚い支援をしたいということですので、ぜひ被服費の方も何らか、今回はピアノでそういう事例があるというか、もう終わった大会ですが、そういうふうに、家族は支出していると思いますので、教育長の判断、委員会の判断でいい方向に今後

に向けて検討していただきたいと思います。これからまた、ほかにも文化系でこういうふう
に全国大会出場ありましたら、またスピーディーな対応をとっていただいて、温かい幌延町
の子育て支援を継続してほしいなと思います。

最後の6団体の補助金なのですが、活用ですね。ここに言われたとおり、行事の参加した
場合の飲物代などはね、補助対象に今までなっているから今までどおりで良いのではない
かという教育長さんの答弁ですけども、やはり全国大会に行つて初めて、昼食代、先ほど言
われたとおり、1回1千円ぐらいの上限で使えるけども、地元でのこういう6団体は飲食代
はなし、ジュース代程度というようなこれが最大限の方法ですか

教育次長 伊藤 一 男 君

議員の御質問にお答えいたします。飲食、町内、これまでも会議それから行事等につつま
しては飲食については、基本個人負担というような中で今進めてきておりますので、これ、
例えばこの6団体に食事を出すということになりますとこの6団体だけではないので、町
の補助金団体たくさんありますので、そういうことでこの6団体に限つて、今御質問されて
いますけどもそういう、6団体については出せるのか出せないのかというような御回答は
できませんし、やはり飲食、基本今回のスポーツ、文化補助につつましては旅費というかそ
の旅費の中の一環というか、全く趣旨が違つたものですので、その辺の趣旨の違いというこ
とでございますので、この6団体への食事代というのにつつましては制度が違つたというこ
とで御理解願えればと思います。以上です。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

理解しました。

最後にもう一つ聞かせてください。幌延町表彰条例に基づく幌延町文化奨励賞に今回の
文科系の、また、スポーツ団体、スポーツですね、昨年の少年団の方、教育委員会が文化
奨励賞に推薦いたしますか。それを聞かせてください。

教育長 青 木 順 一 君

今の質問に答えたいと思います。

そのとおり表彰、文化表彰という、あとスポーツ表彰ということで、表彰したいなと考
えております。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、3番、斎賀弘孝君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

(10時57分 休 憩)

(11時10分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

5 番 無 谷 隆 君

受付順番3番、通告者、無量谷隆。

1、共同墓地、合葬墓の在り方について幌延町では人口減少が続く中、町を離れたり、先

代の墓があれども維持管理の見守りが困難になりつつあります。

町民からもぜひ、共同墓地、合葬墓を作ってほしいと要望の声があります。

近年、近隣の市町村では建設に着手している状況であります。わが町も作ってはどうかとお聞きいたします。

2、幌延町町営草地の整備について

幌延町営草地については、地域の農家が長年にわたり利用しているが、近年、草地の不良が目立つようになってきているので、町として草地改良を実施する計画はないかをお聞きいたします。よろしく。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員の御質問にお答えします。

1 問目の共同墓地、合葬墓に関する御質問ですが、近年少子化や核家族化により、お墓の継承者がいなくなったり、お墓の管理が難しくなっていることや、昔ながらのお墓を守ってくれるという習慣が薄れ、以前よりも一般的なお墓にこだわらない人が増えてきたことは承知しております。また令和2年10月に、幌延町議会まちづくり常任委員会の行政視察において、近隣自治体の合葬堂を視察され、貴重な意見交換を行ったと存じております。

しかしながら、行政が運営する合葬墓の建設に当たっては住民の意向を十分に把握する必要があり、又、地元関係団体との懇談を重ね慎重に合意形成する必要があることから、今後は議員の皆様と情報収集に努めながら検討を重ねてまいりたいと思います。

次に2問目の幌延町営草地の整備に関する御質問ですが、無量谷議員の御質問につきましては、町営草地幌延団地の利用に関する御質問になろうかと思えます。

町営草地幌延団地につきましては、国営草地開発事業で368haを整備し、平成5年度から、農家の皆さんが組織した町営草地利用組合へ牧草収穫作業に関する業務を委託し、加えて収穫した乾牧草の売払いを行っております。

利用組合数については、離農の増加に伴い、幌延団地を利用する組合員も減少していることに加え、平成31年度からは利用組合が一つ減り、三つの利用組合へ業務委託している状況となっております。

町営草地幌延団地の整備については、団体営事業として国費補助を受け、平成26年度から平成30年度にかけ、幌延地区農業基盤整備促進事業により、町営草地幌延団地の約3分の1に当たる110haについて暗渠排水の整備を行っております。

町営草地幌延団地の利用が始まり約30年が経過し、議員御指摘のとおり、近年、草地の不良が目立っております。これまで基盤整備、草地改良に係る計画については、活用可能な補助事業など模索してまいりましたが、現在の町営草地幌延団地の利用形態に合致するものはありません。町営草地幌延団地の整備につきましては、事業費が大きくなることから町単独での整備が難しい状況です。今後は、以前から御意見がありました町営草地幌延団地の農業者個々への売払いについて、全地売払いを基本に農業者の皆様のお意見を聞きながら検討し、有利な補助事業等を活用した基盤整備、草地改良を進めていきたいと考えております。

5 番 無量谷 隆 君

まず1問目から聞いていきたいと思ひます。

今団塊の世代が過ぎてだんだん人口が減少という形であります。そういう中で今の子供たちが、先代、親の骨の行き先をちゃんと見つけておいてくれるというような時代であります。そういう中で、町長も言うように、なかなか若い人が引き継いでくれないというような時代であります。そういう中で、やはり共同の墓地が必要でないのかなというふうに感じております。

その辺、町長この近年に建設するような意向があればある程度まだまだ進めて協議していきたいなと思ひてはいますけども、その辺、町長は近年やる予定は考えてないでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

お答えをいたします。先ほども答弁をさせていただきましたけども、議員皆様と合わせて、我々も情報収集をしながら、またお墓を持っておられる方、また、それぞれお墓を始末をしたい、墓じまいをしたいという方々、そういう人も含めていろんな御意見をお聞きした上で、この事業をどうするかということは今後議会と進めていきたいと先ほども答弁しましたが、そういう情報収集に関して進めていければと思ひてございます。

5 番 無量谷 隆 君

私もこれはある程度死んでからは言えないことなので、やはり死ぬ前に一応道筋を付けておかなくてはならないなという感じがしています。そういう形で、ぜひとも作っていただけるような方向策を模索してほしいという感じでもあります。

そういう中でやはり今後、家族と共に飼っていたペットもそのとおりであります。

ペットも家族同然という形で今飼われている方がおります。そういう中でペット専用の合葬墓というか、そういうものも必要でないのかなって感じはしています。

その辺も検討していただければ、やはり近隣町村にはないペット霊園というか、そういうような形で、ある程度必要でないのかなと思ひております。その辺も検討していただきたいと思ひますけども、いかがなんでしょう。

町 長 野々村 仁 君

今のこの時勢ですからペットが我が子のように飼われている方々が数多くおられることも承知をしているところであります。

どっちにしても、公用自体を行政で作るということであれば、やはり住民の合意が大前提だと私どもも思ひてございますので、この辺の情報収集をしながら議会ときちんと議論をしながら進めていければと思ひてございます。

5 番 無量谷 隆 君

検討いただければ1番いいのですが、やはり動物愛護というような形の観点からも、ぜひともペット霊園、墓地を建設いただければ、なおさらいいかなと思ひます。その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう中で、ある程度幌延町にもふるさと納税という形で町外からの資金援助というかそういう部分があります。やはり、ほかの町村からのそういうふるさと納税なりを頂いている中で、何に使っているのかということが分からない納税者がいると思うんですけども、やはり形のあるもので幌延町に作りましたという形でいかがなものかなと思ひており

ます。その辺も、検討いただければなと思いますけども、その活用方法についてもちょっとお聞きしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

質問がだんだん横にずれて、ふるさと納税まで行っちゃいましたけども、どこまで私もお答えしていいのかちょっと悩んでいるところでもありますけども、どっちにしても、先ほどからずっと繰り返しお話をさせていただいておりますけども、令和2年に皆様方が視察に行かれて、その後、常任委員会等でもお話をしながら、今後情報を収集して、今後どういう形にできるかということ、やはり調査をしていかないと駄目だねということで終わっていると私共も思っておりますので、私も、二、三、いろんな関係団体の方々から聞いても、今、檀家数の減り方がめっぼうすごいスピードで減っていつているということで、やはりそれぞれ、また、団体さんは団体さんで結構大変である、また、住民は住民で結構大変であるという、その辺も承知をしているというところでもありますので、その辺は情報収集を急ぎながら、どういう形で進めていけるかということを議論していければと思っております。

議 長 高 橋 秀 之 君

無量谷議員、一般質問の通告に沿って質問をお願いしたいと思います。

5 番 無量谷 隆 君

ふるさと納税という形、言ったのですがやはり活用方法もそういう幌延の墓地を作るといこともいいかなという感じでちょっと並べてみました。そういう中で、ずれていたら御勘弁ください。

一応町営墓地に対する道路というか除雪体制が、非常に今行く場所に道路自体に排雪された雪山が山積みされています。それらについて今、3月18日から彼岸の入りということでもあります。そういう中で、なかなか遠くから歩いて雪山を越えていくのがとても無理な世界だなという感じで言われました。実際、私も見に行ってきましたけども、やはり、近間の排雪の施設からの、多分押されている雪でないかなという感じで、道路に山積みされています。それ解けるのには相当時間かかるなど。

それを踏まえてある程度、彼岸前にせめて除雪体制ぐらいは町として考えるべきではないかなという感じがするのですが、その辺いかがなものでしょうか。

議 長 高 橋 秀 之 君

今の通告の中に入っている質問ではないので、答弁の方、控えさせていただきたいんですけどよろしいでしょうか。

5 番 無量谷 隆 君

墓地建設と道路という、ちょっとずれているかずれてないか判断に苦しむんですけども、そんな状況でありますので、よろしく願いいたします。

では2番目に移りたいと思います。

草地については、一応、長年30年も過ぎた草地でなかなか水はけが悪い地域に関しても、やはり町が言われているように30年も経ってある程度、暗渠排水のきかない状況であります。

そういう中で、やはりこれを完全に100%利用していただくためにも、やはり草地改良

を早急に進めていただきたいと思います。

そういう中で追いつかなければある程度、政策としては団暗渠なり何なり取りあえず仮設にできるような形もあると思うのですがその辺の考えはないのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

これも先ほどお話をいたしましたけども、町でその事業を取り組む中ではなかなかいい事業がこの大きな面積を賄えるだけの事業がないということでもあります。

以前からも、前町議の方からこの売払いの話がもう既に3年前に出ているというところで、なかなか、国とお話をしようやっとその全地売上げで行うことについての承諾をいただいたというところで、早いところ個人個人の所有にして、それぞれ、個人での集合団体で事業を起こしていくという方が補助事業が入りやすいのではないかとということでもありますので、全地まず相談をしながら、全地売払いの準備をしながら事業計画を組んでいくということがベースになるのかなという気がしております。

5 番 無量谷 隆 君

そういう中で前同僚議員も言っていたかもしれませんが、やはり全地区を払下げしている利用組合が今現在100%利用している中であります。

ですからある程度そういう中でも利用組合が撤退するというような状況でありますので、ある程度、なかなか話を聞いても皆さんが、なかなか100%今後維持できるかということになれば難しい情勢もあります。だから、ある程度草地改良なり何なり進めていただけない限りは難しいぞと、ある程度、農地を活用できる範囲内で、町が売払いいただければいいんですけど、ちょっと今の時期としては、かなり遅い判断でないかなという感じしています。ですから、ある程度、これ早急にやらなければ、なおさらこれ荒れ放題草地になる可能性があります。

ですから、ぜひとも早急に問題点は、今これを全地区の測量をしなければならぬと担当者からも聞いていますけども、やはり小分けにする、面積を区割りする、測量を掛けるのには多額のお金が掛かりますという形なのですが、今までの利用料金というのを月額これ積立てていなかったのかその辺ちょっとお聞きしたいと思います。

農林グループ主幹 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員の御質問ですけども、町営草地の利用料金、委託費と乾草売払い、この差額分について町の方で基金等に積立てしていないのかという質問ですけども、こちらの方はそのほかの事業にその年に充当して予算として使っているということで、積立てという形にはなっていないと思われしますので、よろしくお願いたします。

5 番 無量谷 隆 君

今までの利用料金を別枠積立てていないということなのですが、やはり、そうなる目立って今度は測量費が掛かる情勢でないかなという感じがするのですが、ぜひ何とか工面していただきたいと思います。

やはり借り払いを、全地区を可能な限り早めに売却しないと、農家自体も去年は非常に厳しかったです。ですけども、今後もやはり離農が進む中で、やはり利用する面積の個人当た

りがすごく多くなるので、その辺、考えものでありますのでなるべく早く、そういうような方向でお願いしたいなと思います。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、5番、無量谷隆君の質問を終わります。

以上で通告を受けた一般質問は全て終了しました。

ここで休憩します。

休憩中に、令和5年度、幌延町各会計予算審査特別委員会を開会します。

そのまま席でお待ちください。

(11時30分 休 憩)

(15時40分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

お諮りします。

この際、3日目の日程第2及び第3及び第4を本日に繰り上げることとし、それぞれ、日程第3及び第4並びに第5として審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、3日目の日程第2及び第3並びに第4を本日の日程第3及び第4並びに第5として、審議することに決定いたしました。

日程第3 発議第1号「幌延町議会個人情報保護に関する条例の制定について」の件を議題とします。

発議第1号についての提案理由の説明を求めます。

7 番 西 澤 裕 之 君

発議第1号「幌延町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」について、提案理由を申し上げます。

これまで、個人情報の取扱いは、国の行政機関や地方公共団体など、それぞれの機関を対象とする法律や条例等により各団体ごとに規定されており、幌延町議会も幌延町個人情報保護条例により、個人情報の適正な取扱いを確保してきたところではありますが、令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことにより、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が一本化されることとなり、令和5年4月からは新個人情報保護法の規律が全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることとなります。

改正後の個人情報保護法では、地方公共団体の議会は個人情報保護に対する基本的な責務などの規定を除き適用対象外となっていますが、議会の責務として個人情報の適正な取扱いや利用の制限が求められていることから、本条例を整備するものであります。

なお、附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、発議第1号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております発議第1号は、討論を省略し、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号「懸案事項促進要望のための議員派遣についての件」を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項、議案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項促進要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案しその都度議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定いたしました。

日程第5 発議第3号「閉会中の継続調査についての件」を議題とします。

令和5年2月28日付けをもって、まちづくり常任委員会及び情報推進常任委員長から所管事務について議会運営委員長から、所掌事務についてそれぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申入れがありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査することに決定いたしました。

追加日程第6 報告第2号「令和5年度幌延町各会計予算審査結果報告について」並びに議案第22号「令和5年度分幌延町一般会計予算」から、議案第28号「令和5年度幌延町上下水道会計予算」までの7件を議題とします。

本件は、本定例会初日において、令和5年度幌延町各会計予算審査特別委員会に付託した案件であります。

報告第2号について、委員長から報告を求めます。

令和5年度幌延町各会計予算審査特別委員長 斎賀弘孝君

令和5年度幌延町各会計予算審査結果報告について。

令和5年度幌延町各会計予算審査特別委員会における審査経過と結果について御報告申し上げます。

令和5年度幌延町各会計予算審査につきましては、3月9日に特別委員会が設置されるとともに付託されました。

同日、委員長及び副委員長が互選され、その後各会計の審査を行いました。

各会計の審査につきましては、議案第22号「幌延町一般会計予算」歳出第2款途中で延会したところであります。

翌3月10日に会議を再開し、議案第22号「幌延町一般会計予算」歳出の第2款から、議案第28号「幌延町下水道事業会計予算」までを審査して終了し、特別委員会を閉会しております。

審査は各会計の詳細な質疑により、施策方針の確認等を行うなど、慎重審議が尽くされたものと考えております。

審査の結果につきましては、お手元に配付した審査結果報告書のとおりであり、議案22号から議案第28号までの7件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決されております。

以上、予算審査特別委員会の審査結果報告といたします。

議長 高橋秀之君

ただいまの委員長報告は、原案のとおり可決するものであります。

お諮りします。

令和5年度幌延町各会計予算については、議員全員で構成する特別委員会において慎重審議しておりますので、質疑及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審議及び討論を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から第28号までの7件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、

議案第22号「令和5年度 幌延町一般会計予算」

議案第23号「令和5年度 幌延町国民健康保険特別会計予算」

議案第24号「令和5年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」

議案第25号「令和5年度 幌延町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第26号「令和5年度 幌延町介護保険特別会計予算」

議案第27号「令和5年度 幌延町簡易水道事業会計予算」

議案第28号「令和5年度 幌延町下水道事業会計予算」

の7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これにて令和5年第2回幌延町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(15時50分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 5番 無量谷 隆

署名議員 7番 西澤 裕之

以上、記録する。

主 任 横山 薫